

檜葉町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 29年度の人件費率
H30年度	6,970人	19,613,322 千円	739,512 千円	1,016,102 千円	5.18%	5.48%

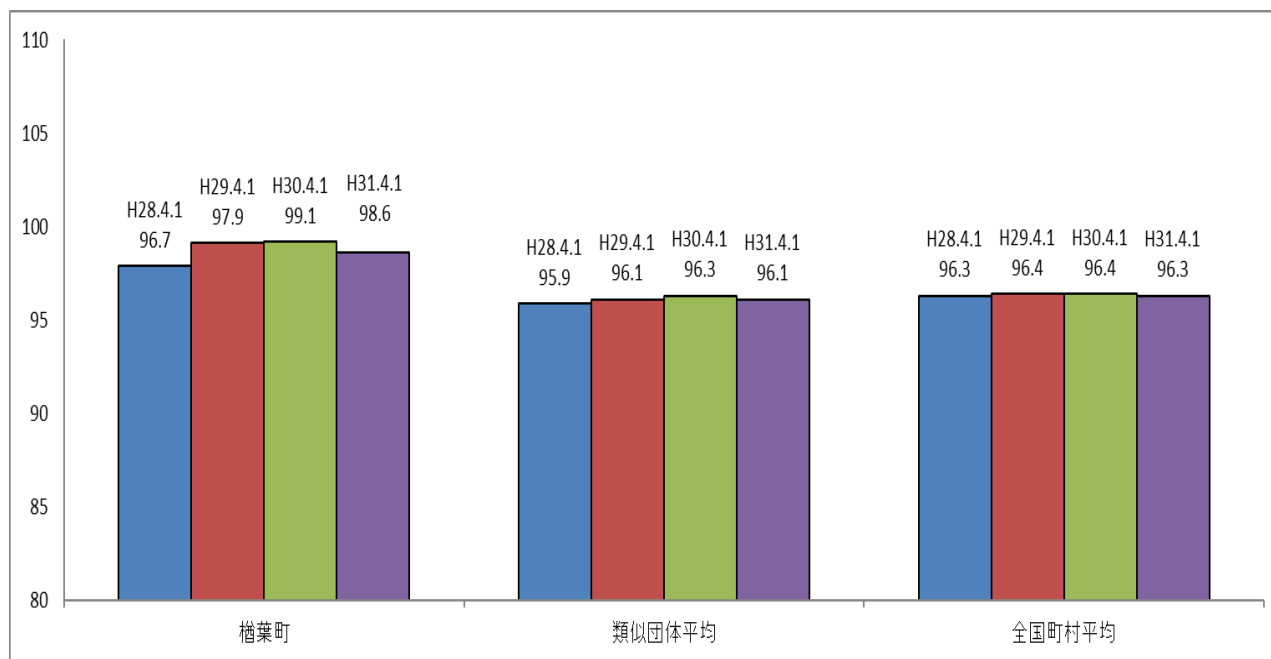
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
H30年度	96人	361,601 千円	92,224 千円	146,027 千円	599,852 千円

(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
6,248千円	5,517千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、H30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較す

るため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県の人事委員勧告に準拠し見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
檜葉町	38.1歳	293,446円	376,319円	311,293円
福島県	42.9歳	325,365円	412,987円	368,214円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.4歳	304,003円	360,345円	328,916円

② 技能労務職

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、技能労務職員が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
檜葉町	45.0歳	318,567円	403,499円
福島県	42.7歳	358,882円	416,270円
類似団体	39.3歳	282,141円	311,046円

④教育職（その他）

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、教育職員（その他）が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		檜 葉 町	福 島 県	国
一般行政職	大学卒	184,900円	191,600円	180,700円
	高校卒	151,900円	156,400円	148,600円
技能労務職	高校卒	157,400円	154,300円	—
	中学卒	153,483円	145,900円	—
教育職 (幼稚園)	大学卒	184,900円	213,700円	—
	高校卒	151,900円	167,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満
一般行政職	大学卒	269,700円	336,500円	374,800円	390,100円
	高校卒	0円	288,300円	316,700円	0円

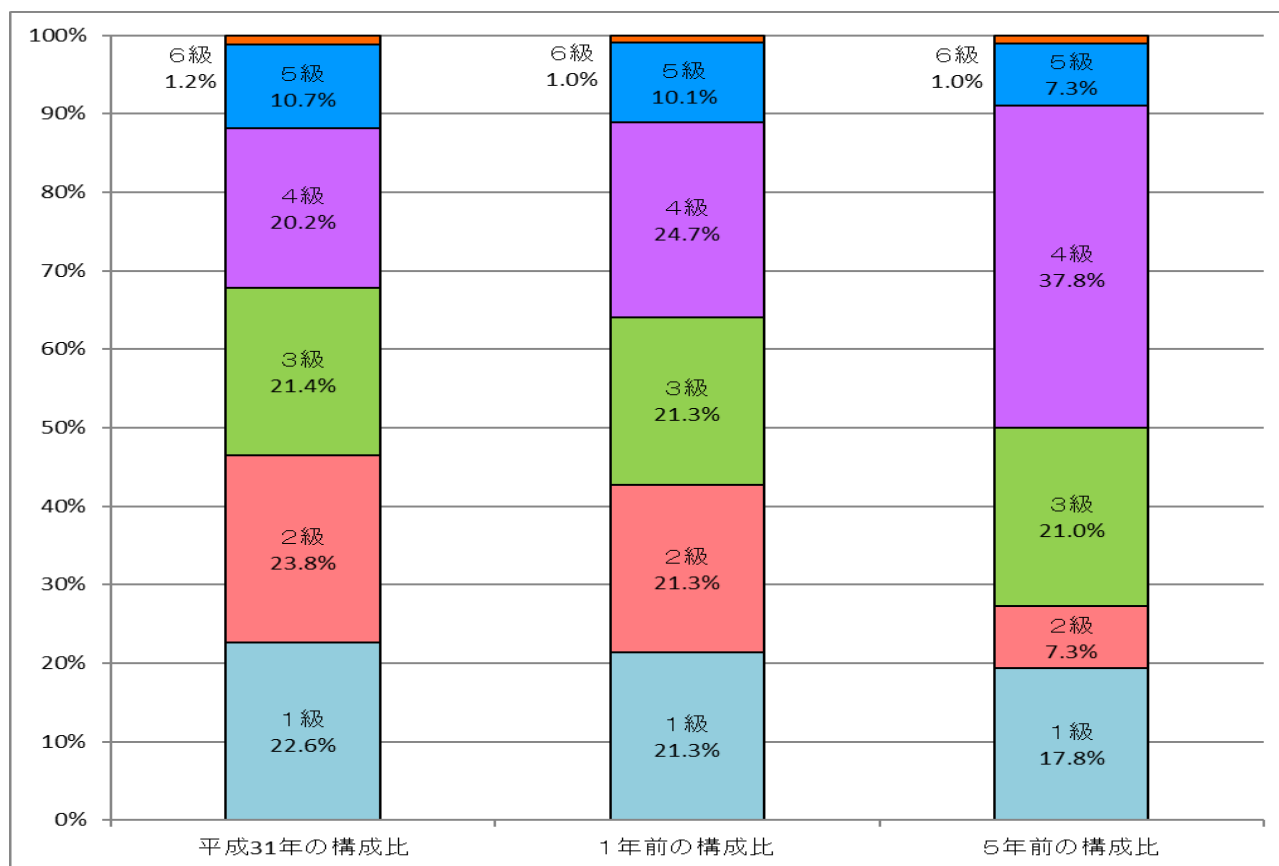
区 分		経験年数30年 以上35年未満	経験年数35年以上
一般行政職	大学卒	404,400円	402,000円
	高校卒	378,900円	386,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

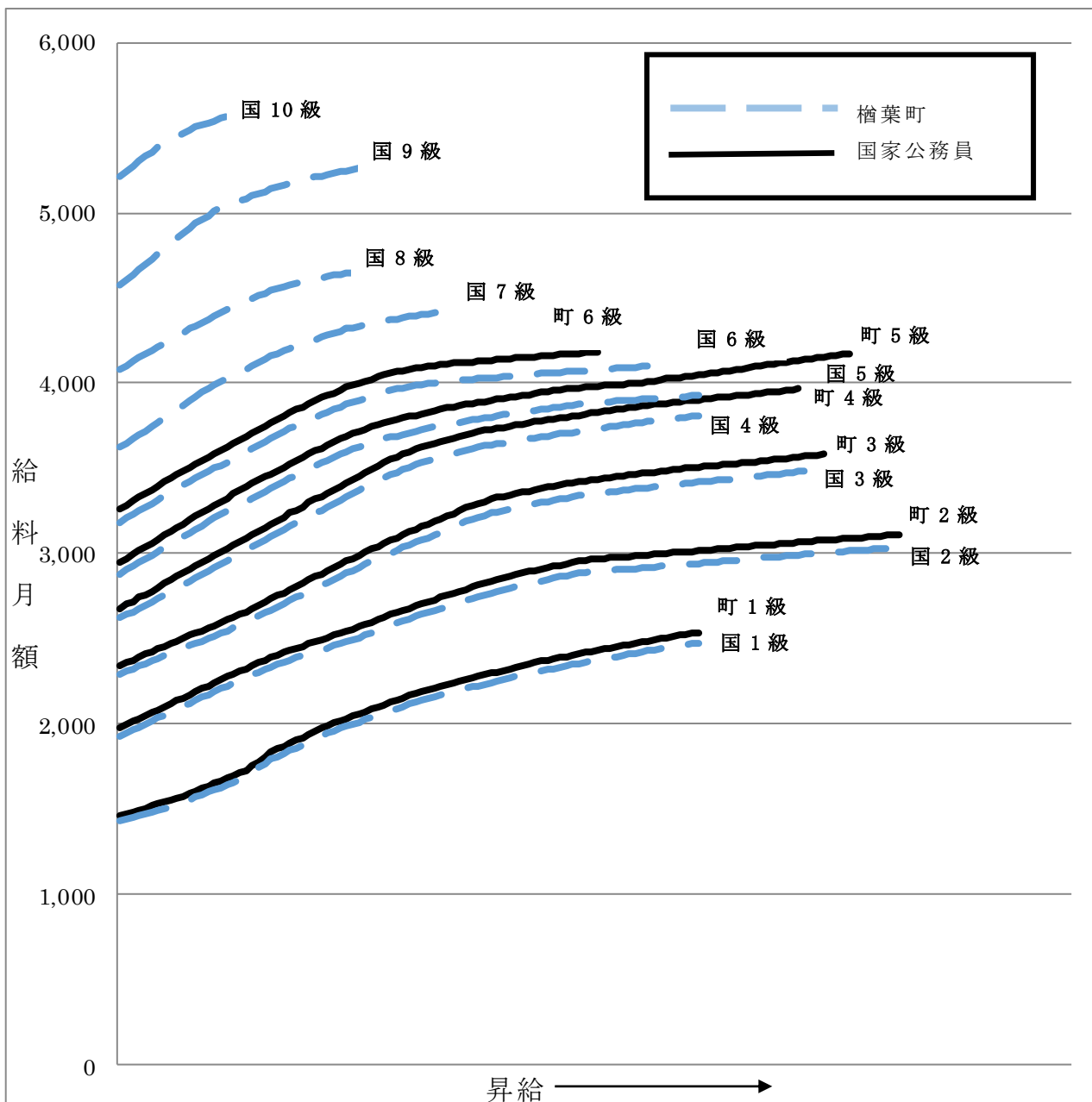
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	19人	22.6%	147,300円	253,300円
2級	主査	20人	23.8%	198,700円	311,100円
3級	主任主査・係長	18人	21.4%	235,100円	358,200円
4級	主幹・課長補佐	17人	20.2%	268,700円	396,500円
5級	課長	9人	10.7%	295,300円	417,500円
6級	参事・参事（困）	1人	1.2%	326,400円	424,100円

- (注) 1 檜葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（榎葉町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				

標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	福 島 県	国
1人当たりの平均支給額（30年度） 1,425千円	1人当たりの平均支給額（30年度） 1,791千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.85月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.85月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（檜葉町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

檜 葉 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額					
自己都合：1,284千円					
応募認定・定年：0千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		193.5千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		6,450円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		27.5%		
手当の種類（手当数）		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務事務従事職員の 手当	右記業務に従事 した職員	滞納者に対する税の徴収、申告及 び家屋調査事務に従事したとき	139千円	日額500円
防疫作業に従事する 職員の手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業に従事したと き	0千円	1回当たり 1,000円
防疫作業に従事する 職員の手当	右記業務に従事 した職員	家畜伝染病作業に従事したと き	0千円	日額500円
結核性疾患の指導 業務に従事する保健 師の手当	右記業務に従事し た職員	保健師が結核性疾患の指導 業務に従事したとき	0千円	日額500円
用地交渉に従事する 職員の手当	右記業務に従事し た職員	用地交渉に従事したとき	19.5千円	日額500円
狂犬病予防注射、野犬 狩及び死犬等処理に 従事する職員の勤務 手当	右記業務に従事し た職員	狂犬病予防注射、野犬狩及び 死犬等処理に従事したとき	15千円	日額500円
病虫害防除に従事す る職員の手当	右記業務に従事し た職員	病虫害防除に従事したとき	2千円	日額500円
死体取扱業務に従事 する職員の手当	右記業務に従事し た職員	死体取扱業務に従事したとき	0千円	1回当たり 3,000円
滞納者に対する保険 料及び使用料徴収事 務に従事する職員の 手当	右記業務に従事し た職員	滞納者に対する保険料及び使 用料徴収事務に従事したとき	0千円	日額500円
原子力災害時の立入 調査等に従事する職 員の手当	右記業務に従事し た職員	原子力災害時の立入調査等に 従事したとき	18千円	日額3,000円

福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域において災害応急作業等に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域において災害応急作業に従事したとき	0 千円	1回あたり 2,000円
---	-------------	---------------------------------------	------	-----------------

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	62,955 千円
職員1人当たりの平均支給年額（30年度決算）	663千円
支給実績（29年度決算）	63,866千円
職員1人当たりの平均支給年額（29年度決算）	710千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 配偶者、子以外6,500円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	千円 10,207	円 204,130
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	千円 5,004	円 278,000
通勤手当	<交通機関利用者> 63,000円まで全額支給。63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 9,093	円 89,147
単身赴任手当	公署を異にする異動又	同じ	—	千円	円

	は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算			1,824	456,000
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	千円 6,300	円 420,000
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	千円 87	円 17,400
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)	異なる	支給額等	千円 1,350	円 15,513
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給(支給額)基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況(31年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	778,000円	((参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長	617,000円	(870,000円	330,000円
		617,000円)		653,000円	360,000円

報酬	議長	296,000円 (296,000円)	365,000円 / 200,000円
	副議長	254,000円 (254,000円)	316,000円 / 168,000円
	議員	238,000円 (238,000円)	301,000円 / 143,000円
期末手当	市区町村長 副市長	(30年度支給割合) 3.30 月分 計算の基礎となる額は、給料月額に15%加算した額	
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 3.30 月分 計算の基礎となる額は、月額報酬に15%加算した額	
退職手当	市区町村長 副市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48 給料月額×在職月数×0.29	(1期の手当額) 17,925千円 8,589千円 (支給時期) 任期毎 任期毎
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

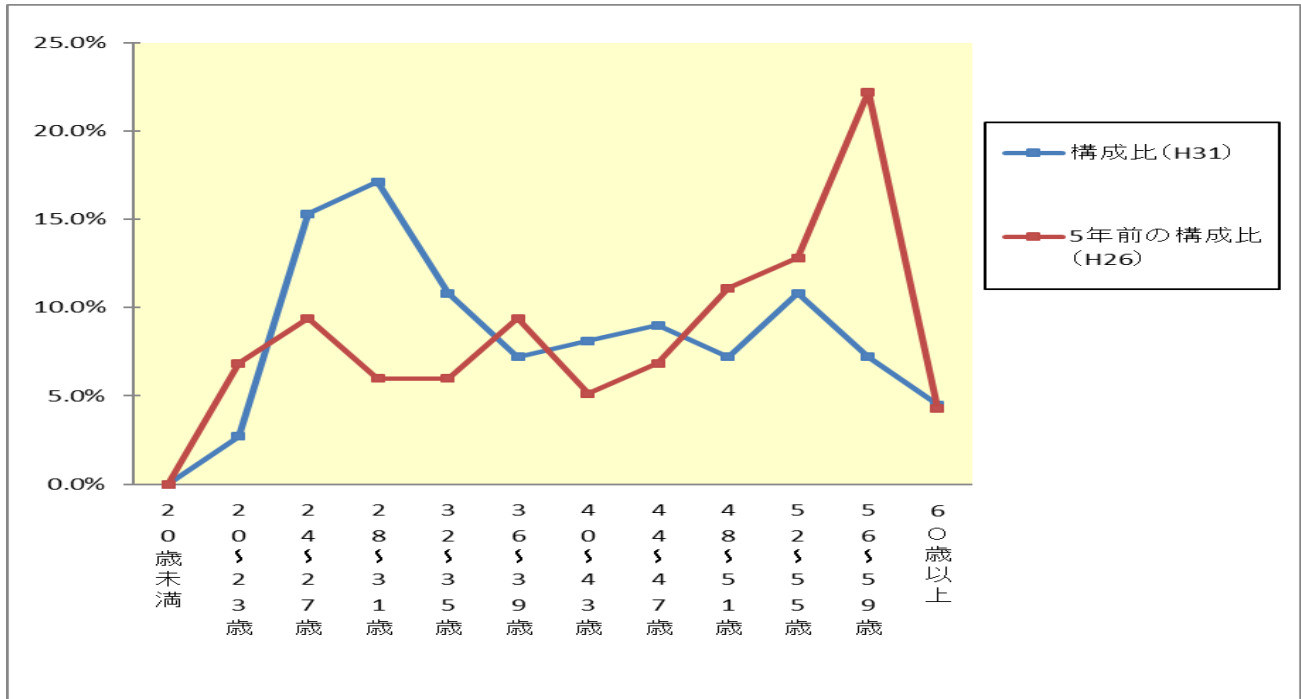
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務・企画	2	2	0	事業の統廃合縮小
		税務	37	35	▲2	
		労働	7	7	0	
		農林水産	—	—	—	
		商工	9	9	0	
土木		6	5	▲1		
民生		12	10	▲2		
衛生		15	17	2		
	計	8	8	—	欠員不補充 欠員不補充 欠員補充	
	計	96	93	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.25人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 108.84人)	
	教育部門	12	12	0		
	消防部門					
	小計	108	105	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.05人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 131.09人)	
公営企業等部門	下水道	2	2	0		
	その他	4	4	0		
	小計	6	6	0		
	合計	114 [123]	111 [123]	▲3 [123]	<参考> 人口1万人当たり職員数 155.46人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	17人	19人	12人	8人	9人	10人	8人	12人	8人	5人	111人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	92	95	103	101	96	93	1(1.1%)
教育	14	13	13	11	12	12	▲2(▲14.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	116	108	116	116	108	105	▲11(▲10.4%)
公営企業等会計計	7	7	6	6	6	6	▲1(▲14.3%)
総合計	123	115	122	122	114	111	▲12(▲9.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	532,296	37,737	9,126	1.7	2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,289 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	2	6,818	2,745	2,845	12,409	6,204	6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
檜 葉 町	36.0 歳	305,600円	517,028円
団 体 平 均	43.0 歳	337,379円	508,852円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	団体平均等
1人あたり平均支給額（30年度） 1,423千円	1人あたり平均支給額（30年度） 1,504千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.85月分 (1.40)月分 (0.90)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

檜 葉 町	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分	

最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 自己都合： 0千円 応募認定・定年： 0円	1人当たり平均支給額 6,725千円
--	-----------------------

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	1,634千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	817千円
支給実績（29年度決算）	3,268千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	1,634千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 配偶者、子以外6,500円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	千円 516	円 258,000
住居手当	〈借家・借間〉 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	千円 312	円 156
通勤手当	〈交通機関利用者〉 63,000円まで全額支給。 63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 〈自動車等の利用者〉 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 260	円 129,600
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転	同じ	—	千円	円

	居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算			0	0
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	千円 0	円 0
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)	異なる	支給額等	千円 22	円 11,200